

2014年7月

受益者の皆様へ

アストマックス投信投資顧問株式会社

「アクティブ・コモディティ・ファンド」
の信託の終了（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「アクティブ・コモディティ・ファンド」（以下、「ファンド」という場合があります。）につきまして、下記のとおり信託を終了（繰上償還）させていただく予定でございますのでお知らせいたします。

この信託の終了につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律及び投資信託約款の規定に従い、書面による決議をもって実施する予定です。つきましては、本書面及び添付「書面決議参考書類」をご覧のうえ、同封の「議決権行使書面」にこの信託の終了に関する賛否及び必要事項をご記入いただき、弊社までご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

<記>

1. 信託終了の理由

ファンドの受益権の残存口数が投資信託約款に定める信託契約の解約の要件である30億口を下回る状態が継続していること、純資産総額（2014年6月末日現在約36百万円）の減少により運用の基本方針に沿った運用を行うことが困難な状況となっていることから、お預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆様の利益に資すると判断し、誠に残念ではありますが、この度信託を終了させていただく予定となりました。

受益者の皆様には、この度の信託終了につきまして、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

2. 信託終了に係る書面による決議の日程と手続き

(1) 信託終了に係る書面による決議の日程

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ①受益者及び受益権の口数の確定日 | : 2014年7月28日 |
| ②書面による議決権の行使の期間 | : 2014年7月29日から2014年8月18日まで |
| ③書面による決議の日 | : 2014年8月19日 |
| ④投資信託契約解約届出書提出日 | : 2014年8月21日 |
| ⑤買取請求期間 | : 2014年8月22日から2014年9月11日まで |
| ⑥信託終了日 | : 2014年9月19日 |

(2) 信託終了に係る書面による決議の手続き

2014年7月28日現在の受益者の方は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

この信託終了に係る書面による決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。この場合、2014年8月21日付で金融庁に投資信託契約解約の届出を行い、2014年9月19日に信託を終了します。

なお、上記の受益者数及び議決権数による賛成が得られずこの信託終了の決議が否決された場合は、ファンドの信託の終了は行いません。この場合、信託の終了を行わない旨を速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

3. 書面による決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、賛成または反対される旨及び必要事項をご記入のうえ、2014年8月18日（必着）までに下記宛にご送付ください。なお、議決権行使書面は、2014年8月18日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、議決権を行使されない場合（議決権行使書面を送付いただかない場合）は、この信託終了に係る書面による決議に賛成するものとさせていただきます。

【「議決権行使書面」の送付先】

〒141-0022 東京都品川区東五反田二丁目10番2号 東五反田スクエア5階
アストマックス投信投資顧問株式会社 信託終了に関する議決権行使書面受付係 宛

（議決権行使書面についての留意事項）

- ・ 賛否の表示のない議決権行使書面をご提出された場合は、この信託終了に賛成するものとさせていただきます。
- ・ 同一の受益者の方がこの信託終了について重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権が無効となりますのでご了承下さい。

（個人情報取扱い）

議決権行使書面にご記入いただいたお客様に関する情報は、この信託終了に係る書面決議及び買取請求の手続きのために弊社において利用いたします。また、書面決議及び買取請求の手続きのために弊社、販売会社及び受託会社（再受託会社を含みます。）との間で、その内容を共有させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

4. 反対受益者の買取請求の手続きについて

この信託の終了が可決された場合、信託の終了に反対された受益者の方は、以下の手続きにより、受託会社に対し、ファンドの信託財産による公正な価額での買取りを請求することができます。（買取請求手続きについては、信託の終了に反対された受益者の方に対して、改めてご案内させていただきます。）

（1）買取請求の受付期間

2014年8月22日から2014年9月11日

（2）買取請求の手順

①弊社より信託の終了に反対された受益者の方への「買取請求のご案内」の送付

- ②買取請求必要書類のご記入
- ③販売会社の取引店への買取請求必要書類のご提出
- ④販売会社から弊社を經由して受託会社への買取請求必要書類の送付
- ⑤受託会社での買取請求必要書類の受理及びファンドの信託財産による買取りの実行
- ⑥受託会社からご指定銀行口座への買取代金の振込み

この買取請求は、信託の終了に反対された受益者の方が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

買取価額は、原則として、受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額とさせていただきます。

なお、課税対象額がある場合には税額が差引かれます。また、受託会社より買取代金をお支払する際に、振込手数料及び計算書送付費用等の費用が差引かれます。

上記(2)に記載の諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払までに通常の解約請求の場合よりも日数を要することがあります。

※信託の終了に反対された受益者の方が必ず買取請求をしなければならない訳ではありません。書面による議決権の行使の期間中、買取請求期間中ともに、通常どおり、当ファンドの換金（解約）申込みを受付けます。

以上

<本件に関する問い合わせ先>

アストマックス投信投資顧問株式会社 信託終了に関する問い合わせ窓口
電話番号 03-5447-8430（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由及び相当性に関する事項

ファンドの受益権の残存口数が投資信託約款に定める信託契約の解約の要件である30億口を下回る状態が継続していること、純資産総額（2014年6月末日現在約36百万円）の減少により運用の基本方針に沿った運用を行うことが困難な状況となっていることから、お預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆様の利益に資すると判断し、この度信託を終了するものです。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2014年9月19日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件

この投資信託契約の解約の書面による決議が議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数の賛成を得られない場合には、投資信託契約の解約は中止されます。

4. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

別添資料参照。

5. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

以上

(別添) 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

アクティブ・コモディティ・ファンド

■ 資産、負債、元本及び基準価額の状況

(2013年9月25日)現在

項 目	当 期 末	円
(A) 資 産	47,453,376	
コール・ローン等	3,992,699	
I I P 日本債券 マザーファンド(評価額)	34,052,948	
未 収 利 息	5	
差 入 委 託 証 拠 金	9,407,724	
(B) 負 債	1,385,885	
未 払 金	842,759	
未 払 信 託 報 酬	517,315	
そ の 他 未 払 費 用	25,811	
(C) 純 資 産 総 額 (A - B)	46,067,491	
元 本	49,752,350	
次 期 繰 越 損 益 金	△3,684,859	
(D) 受 益 権 総 口 数	49,752,350口	
1万口当たり基準価額(C/D)	9,259円	

■ 損益の状況

当期 (自2012年10月12日 至2013年9月25日)

項 目	当 期	円
(A) 配 当 等 収 益	10,197	
受 取 利 息	10,197	
(B) 有 価 証 券 売 買 損 益	7,154,437	
売 買 益 損	540,424	
売 買 損 益	6,614,013	
(C) 先 物 取 引 等 取 引 損 益	△8,492,533	
取 引 益 損	7,019,399	
取 引 損 益	△15,511,932	
(D) 信 託 報 酬 等	△1,980,807	
(E) 当 期 損 益 金 (A + B + C + D)	△3,308,706	
(F) 追 加 信 託 差 損 益 金	△376,153	
(売 買 損 益 相 当 額)	(△376,153)	
(G) 計 (E + F)	△3,684,859	
(H) 収 益 分 配 金	0	
次 期 繰 越 損 益 金 (G + H)	△3,684,859	
追 加 信 託 差 損 益 金	△376,153	
(配 当 等 相 当 額)	(2,080)	
(売 買 損 益 相 当 額)	(△378,233)	
繰 越 損 益 金	△3,308,706	

* 損益の状況の中で(B)有価証券売買損益および(C)先物取引等取引損益は期末の評価換えによるものを含みます。

* 損益の状況の中で(D)信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。

* 損益の状況の中で(F)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。

<注記事項>

・ 当初設定元本額	158,989,108円
・ 期中追加設定元本額	42,539,465円
・ 期中一部解約元本額	151,776,223円